

設工認申請漏れがないことの確認作業について

1. 概要

STACY更新に係る設工認申請は、STACYの更新第1回から第4回、棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等、ウラン棒状燃料の製作、実験棟Aの耐震改修、TRACY施設との系統隔離措置に分割している。これら設工認のうち、設工認第4回以外は認可を取得しており、残る設工認第4回についても技術的審査を概ね終了していることから、改めて新規制基準適合性に係る設工認申請漏れがないことの確認作業を実施した。

確認作業の結果、新規制基準適合性に係る設工認申請漏れがないことを確認した。

2. 設工認要否整理表の再確認

設工認申請漏れがないことの確認に先立ち、設工認要否整理表について、技術基準規則の要求事項を踏まえて適合性説明要否の再確認を行った（別表1）。

設工認要否整理表の再確認の結果、抽出された変更箇所（STACY施設の設工認申請漏れがないことを審査会合で説明した令和元年11月11日以降の変更箇所）を以下の①～③に分類した。

- ①ヒアリング等を踏まえて、適合性説明の要否を変更したもの（認可取得済み）
- ②液体廃棄物の廃棄設備の溢水影響評価に伴い、新たに設工認申請対象として追加したものの（今後、設工認第4回の補正で対応）
- ③設工認第4回申請又は本確認作業に伴い適合性説明の要否を変更したものの（今後、設工認第4回の補正で対応）

上記①～③に対応する具体的は変更箇所を以下に示す。

①の変更箇所

No.	対象設備・機器		変更内容	変更理由
	No.	設備・機器名		
1	4 8 141	基本炉心(1) 軽水（減速材、反射材、制御材） 可溶性中性子吸収材	第33条（反応度制御系統及び原子炉停止系統） 第1項第1号、第2項～ 第6項 「○」→「×」	当該条項は反応度制御系統及び原子炉停止系統への要求事項であり、炉心（軽水、可溶性中性子吸収材を含む。）は当該条項の適用を受けないため。
2	9	炉心タンク	第22条（炉心）第1項、第2項 「×」→「○」	炉心タンクの一部である定盤は、炉心タンク内で燃料体を支持する構造物として、当該条項の適用を受けるため。

3	16	起動用中性子源	第 10 条 (原子炉施設の機能) 第 1 項 「×」→「○」	起動用中性子源は S T A C Y の起動に十分な中性子源強度を有する必要があるため。
4	24-3	溶液燃料貯蔵設備の漏えい検知器	第 41 条 (警報装置) 「△」→「○」	建設当時の使用前検査では、警報作動検査を実施していないため。
5	39 41 42	起動系 運転系対数出力系 安全出力系	第 41 条 (警報装置) 「×」→「○」	中性子束、炉周期の異常を検知して警報を発するため。
6	61	盤 (炉室線量率計盤)	第 11 条 (機能の確認等) 「○」→「△」	炉室線量率計盤は、既設のものをそのまま使用するため、適合性説明は省略できるため。
7	66 79 81	安全板 安全板駆動装置 ガイドピン	第 33 条 (反応度制御系統及び原子炉停止系統) 第 1 項第 1 号 「○」→「×」	S T A C Y における反応度制御系 (通常運転時に反応度を調整する系統) は給排水系であり、安全板装置 (安全板、安全板駆動装置、ガイドピン) は反応度制御系に該当しないため。
8	83	未臨界板	第 7 条 (津波による損傷の防止) 「×」→「○」	想定を超えた津波による浸水に対し、炉心の未臨界を確保する必要があるため。
9	92 173	制御室 安全避難通路	第 34 条 (原子炉制御室等) 第 3 項 「×」→「○」	当該設備は、第 20 条 (安全避難通路等) だけでなく、当該条項の適用も受けるため。
10	176 177	実験棟 A	第 8 条 (外部衝撃による損傷の防止) 第 1 項、第 2 項 「△」→「○」	他の分割申請の添付書類において適合性を説明していることから「△」としていたが、安全審査の効率化の観点から同様に添付書類を追加することとしたため。
11	178-1	実験棟 B	設工認第 2 回の申請対象設備として追加	設工認第 2 回の申請対象設備に実験棟 B 建家内設置設備 (固体廃棄物保管室等) を含むことから、これら設備を外部衝撃から防護する設備として、実験棟 B を申請範囲として追加したため。

②の変更箇所

No.	対象設備・機器		変更内容	変更理由
	No.	設備・機器名		
12	178-3	実験棟Bの二重スラブ	設工認第4回の申請対象設備として追加	液体廃棄物の廃棄設備の溢水影響評価の結果、放射性物質を含む液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するための障壁として、当該設備を期待するため。

③の変更箇所

No.	対象設備・機器		変更内容	変更理由
	No.	設備・機器名		
13	107 109 112 114	中レベル廃液貯槽等 低レベル廃液貯槽等 極低レベル廃液貯槽等 有機廃液貯槽等	第41条（警報装置） 「○」→「×」	設工認第4回申請（令和元年12月24日付け）で記載を明確化 （当該条項の要求事項は漏えい検知器に対するものであり、貯槽等は適合性説明が不要であるため。）
14	103	気体廃棄物処理設備の洗浄塔等	第35条（廃棄物処理設備）第1項第1号～5号 「○」→「△」	本確認作業に伴い記載を適正化 （当該設備は、既設のものをそのまま使用するものであり、また、当該条項の要求事項は施設時から変更ないため、適合性説明が省略可能であるため。）
15	177	実験棟A	第9条（人の不法な侵入等防止） 「△」→「○」	本確認作業に伴い記載を適正化 （設工認第3回において、当該条項への適合性を説明しているため。）

3. 設工認申請漏れがないことの確認結果

2. で再確認を行った設工認要否整理表について、「○」となっているものが漏れなく申請されていることを確認した（ただし、今後の実験計画に応じて新規に設計・製作するもの及び設工認申請が不要と判断したものを除く）。

4. 今後の対応

2. に示した②及び③の変更箇所について、設工認第4回にて補正する（令和3年1月上旬補正提出予定）。

別表1 STACY施設の設工認要否整理表 (1/14)

技術基準規則の条項 ●: 技術基準規則新規要求事項	項・号	ロ. 試験研究用等原子炉施設の一設構造			ハ. 原子炉本体の構造及び設備														
		(1)耐震構造 機器・設備	(2)耐津波構造 機器・設備	(3)その他の主要な構造 機器・設備	(1)試験研究用等原子炉の炉心		(2)燃料体	(3)減速材及び反射材の種類	(4)原子炉容器	機器・設備				(5)放射線遮蔽体の構造	(6)その他の主要な事項				
					基本炉心 (1)軽水を含む	ウラン棒状燃料 (二酸化ウランペレット、被覆管)	中性子毒物添加物 棒状燃料 (二酸化ウランペレット、被覆管)	軽水 (減速材、反射材、制御棒) (基本炉心に含む)	炉心タンク (給排水用ノズル、実験用ノズル、点検用マンホール、各種計装用ノズルを含む)	炉心タンク (スイッチングガイド管、給排水用ノズルの異物混入防止対策)	炉心タンクの内部構造物		実験装置架台	(移動支持架台)	炉室(S)の壁、床及び天井	起動用中性子源 (中性子源、中性子源駆動装置)	炉室フード (炉室フードクレーンを含む)		
											格子板 フレーム	格子板 (アタッチメントを含む)					第3回	第2回	
機器・設備	機器・設備	機器・設備	機器・設備	機器・設備	機器・設備	機器・設備	機器・設備	機器・設備	機器・設備	機器・設備	機器・設備	機器・設備	機器・設備	機器・設備	機器・設備				
設工認申請					第3回	第3回	個別に申請	第3回	第3回	なし	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第1回	第2回	
新規/既存					新規	既存 設計変更	新規	新規	新規	新規	新規	新規	既存 改造	新規	既存 設計変更	既存 改造	既存 改造	既存 改造	
安全施設						PS-3	PS-3	PS-3			PS-2					MS-3	PS-3	MS-3	MS-3
安全設備																			
第1条	適用範囲、定義																		
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設																		
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持																		
第5条	試験研究用等原子炉施設の地震	●																	
第6条	地震による損傷の防止	●																	
第7条	津波による損傷の防止	●																	
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	●																	
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	●																	
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能																		
第11条	機能の確認等																		
第12条	材料及び構造																		
第13条	安全弁等																		
第14条	停止弁	●																	
第15条	放射性物質による汚染の防止																		
第16条	遮蔽等	●																	
第17条	換気設備	●																	
第18条	適用																		
第19条	溢(いつ)水による損傷の防止	●																	
第20条	安全避難通路等	●																	
第21条	安全設備	●																	
第22条	炉心等	●																	
第23条	熱遮蔽材																		
第24条	一次冷却材																		
第25条	核燃料物質取扱設備																		
第26条	核燃料物質貯蔵設備																		
第27条	一次冷却材処理装置																		
第28条	冷却設備等																		
第29条	液位の保持等	●																	
第30条	計測設備																		
第31条	放射線管理施設	●																	
第32条	安全保護回路	●																	
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	●																	
第34条	原子炉制御室等	●																	
第35条	廃棄物処理設備																		
第36条	保管廃棄設備	●																	
第37条	原子炉格納施設	●																	
第38条	実験設備等	●																	
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の防止	●																	
第40条	保安電源設備																		
第41条	監視装置	●																	
第42条	通信連絡設備等	●																	

- : 当該条項の要求事項に適合すべき設備等が施設に無いことを示す。
 ○ : 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり適合性説明を要することを示す。
 ◎ : 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、要求事項に施設時からの変更があるが、新規基準前設の設工認で説明していることを示す。
 △ : 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため(もしくは他の回の申請で説明するため)適合性説明を省略することを示す。
 × : 当該条項の要求事項に適合すべき設備でなく適合性説明を要しないことを示す。

別表1 STACY施設の設工認要否整理表(2/14)

技術基準規則の条項 ●: 技術基準規則新規要求事項	項・号	新規要求事項	二. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備											
			(1) 核燃料物質取扱設備の構造			(2) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力								
			機器・設備			機器・設備					機器・設備		ウラン酸化物燃料貯蔵設備	使用済ウラン黒鉛混合燃料貯蔵設備
			棒状燃料貯蔵設備	棒状燃料貯蔵設備II	棒状燃料貯蔵設備IIの製作	配管	U溶液貯槽(予備槽を含む)、U溶液校正ポット、フックアウトポット、グローブボックス、主配管	液位計、インターロック	漏えい検知器、ドリフトレイ(グローブボックス内、貯蔵室内)	サンプリング装置	Pu保管ピット、その他(収納容器)	受入エリアクレーン、保管エリアクレーン、その他(保管容器移動台車、貯蔵容器移送クレーン)	ウラン酸化物燃料収納架台	コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料収納架台、ディスク型ウラン黒鉛混合燃料収納架台
設工認申請			第4回	棒状燃料貯蔵設備IIの製作	新規	第1回	第2回	第2回	第2回	なし	第2回	第2回	第4回	第4回
新規/既存			既存改造	新規	新規	既存改造	既存改造	既存追加	既存追加	既存	既存改造	既存改造	既存改造	既存改造
安全施設			PS-3	PS-3		PS-3	PS-3	PS-3	PS-3		PS-3	PS-3	PS-3	PS-3
安全設備														
第1、2条	適用範囲、定義													
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設													
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持													
第5条	試験研究用等原子炉施設の地震		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第6条	地震による損傷の防止	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第7条	津波による損傷の防止	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第11条	機能の確認等	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第12条	材料及び構造	第1項第1号	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第13条	安全弁等	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第14条	停止弁	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第15条	放射性物質による汚染の防止	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第16条	遮蔽等	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第17条	換気設備	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第18条	適用	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第19条	溢(いつ)水による損傷の防止	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第20条	安全避難通路等	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第21条	安全設備	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第22条	炉心等	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第23条	熱遮蔽材	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第24条	一次冷却材	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第25条	核燃料物質取扱設備	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第26条	核燃料物質貯蔵設備	第1項第1号	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第27条	一次冷却材処理装置	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第28条	冷却設備等	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第29条	液位の保持等	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第30条	計測設備	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第31条	放射線管理施設	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第32条	安全保護回路	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第34条	原子炉制御室等	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第35条	廃棄物処理設備	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第36条	保管廃棄設備	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第37条	原子炉格納施設	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第38条	実験設備等	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の防止	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第40条	保安電源設備	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第41条	監視装置	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第42条	通信連絡設備等	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※1: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、第2回申請で説明するため、適合性説明を省略する。

※2: 先行使用に当たっては、当該収納容器に貯蔵する棒状燃料は新規燃料であり、核分裂生成物の蓄積がなく遮蔽設備を要さないため、当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない。

ただし、原子炉の運転に供した後の遮蔽能力については、当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。

別表1 STACY施設の設工認要否整理表(4/14)

技術基準規則の条項 ●: 技術基準規則新規要求事項	項・号	新規要求事項	(1)計装																
			安全保護系			検出器配置 用治具	プロセス計装												監視操作盤 (指示計、記録計、 操作器、表示器、スイッチ、 警報器等を含む)
			起動系 (比例計数管、前置増幅器、 主増幅回路、対数計数率回路、 炉周期回路、絶縁回路、トリップ回路、 高圧電源、ケーブル)	運転系対数出力系 (中性子電離箱、対数増幅回路、 炉周期回路、絶縁回路、トリップ回路、 高圧電源、ケーブル)	安全出力系 (中性子電離箱、線型増幅回路、積分回路、絶縁回路、 トリップ回路、高圧電源、ケーブル)		最大給水制限スイッチ (素子、エンコーダ、電動機、制御回路、ケーブルを含む)	給水停止スイッチ (素子、エンコーダ、電動機、制御回路、ケーブルを含む)	排水開始スイッチ (素子を含む)	炉室(S)放射線量率計	炉下室(S)放射線量率計	サーボ型水位計	高速流量計及び低流速流量計	炉心温度計	ダンプ槽温度計	ダンプ槽電導度計	プロセス計装のケーブル (ただし、PS-3のものに限る)		
			第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	なし	第3回
設工認申請			第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	なし	第3回	
新規/既存			既存設計変更	既存設計変更	既存設計変更	新規	新規	新規	新規	既存追加	既存追加	新規	新規	新規	新規	新規	新規/既存	既存設計変更	
安全施設			MS-2	MS-2	MS-2					PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3		PS-2	
安全設備			●(口)	●(口)	●(口)					●(口)	●								
第1,2条	適用範囲、定義																		
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設																		
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持																		
第5条	試験研究用等原子炉施設の地盤	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第6条	地震による損傷の防止	●	△	△	△	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	
第7条	津波による損傷の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第11条	機能の確認等	●	△	△	△	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	
第12条	材料及び構造	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第13条	安全弁等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第14条	停止弁	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第15条	放射性物質による汚染の防止	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第16条	遮蔽等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第17条	換気設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第18条	適用																		
第19条	溢(いつ)水による損傷の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第20条	安全避難通路等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第21条	安全設備	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第22条	炉心等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第23条	熱遮蔽材	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第24条	一次冷却材	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第25条	核燃料物質取扱設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第26条	核燃料物質貯蔵設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第27条	一次冷却材処理装置	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第28条	冷却設備等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第29条	液位の保持等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第30条	計測設備	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第31条	放射線管理施設	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第32条	安全保護回路	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第34条	原子炉制御室等	●	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	
第35条	廃棄物処理設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第36条	保管廃棄設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第37条	原子炉格納施設	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第38条	実験設備等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の低減の防止	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第40条	保安電源設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第41条	監視装置	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第42条	通信連絡設備等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

別表1 STACY施設の設工認要否整理表 (5/14)

技術基準規則の条項 ●：技術基準規則新規要求事項	項・号	新規要求事項	へ、計測制御系統施設の構造及び設備																	
			(2) 安全保護回路						(3) 制御設備											
			機器・設備						機器・設備											
			盤 (モニタ盤)	盤 (炉室線量率計盤)	原子炉停止回路 (ケーブル、電線管を含む)			その他主要な安全保護回路 主電源盤	制御材 安全板 (中性子吸収材(カドミウム)、被覆材)	高速給水系				給排水系 低圧給水系				排水系		
原子炉停止回路 (スクラム回路、スクラム遮断器、監視装置)	安全保護系盤	スクラム遮断器	主電源盤	高速給水ポンプ	高速給水吐出弁	高速流量調整弁	高速給水バイパス弁	低圧給水ポンプ	低圧給水吐出弁	低圧流量調整弁	低圧給水バイパス弁	急速排水弁	通常排水弁	主配管	ダンプ槽 (各種ノズルを含む)					
第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	第3回				
既存改造	既存追加	既存改造	既存改造	既存改造	既存改造	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規				
PS-3	PS-3	MS-2	MS-2	MS-2	MS-2	MS-2	MS-2	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-2, MS-2	PS-2, MS-2	PS-2	MS-2	PS-3, MS-3	PS-3, MS-3	MS-3	
		● (口)		● (口)		● (口)		● (口)		● (口)		● (口)		● (口)		● (口)				
第1.2条	適用範囲、定義																			
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設																			
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持																			
第5条	試験研究用等原子炉施設の地震	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第6条	地震による損傷の防止	●	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
第7条	津波による損傷の防止	●	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第11条	機能の確認等	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
第12条	材料及び構造	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第13条	安全弁等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第14条	停止弁	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第15条	放射性物質による汚染の防止	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第16条	遮蔽等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第17条	換気設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第18条	適用																			
第19条	溢(いつ)水による損傷の防止	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第20条	安全避難通路等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第21条	安全設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第22条	炉心等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第23条	熱遮蔽材	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第24条	一次冷却材	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第25条	核燃料物質取扱設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第26条	核燃料物質貯蔵設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第27条	一次冷却材処理装置	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第28条	冷却設備等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第29条	液位の保持等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第30条	計測設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第31条	放射線管理施設	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第32条	安全保護回路	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第34条	原子炉制御室等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第35条	廃棄物処理設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第36条	保管廃棄設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第37条	原子炉格納施設	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第38条	実験設備等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第40条	保安電源設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第41条	監視装置	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第42条	通信連絡設備等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

別表 1 STACY施設の設工認要否整理表 (6/14)

		79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96		
技術基準規則の条項 ●：技術基準規則新規要求事項	項・号	新規要求事項										(4)非常用制御設備		(5)その他の主要な事項							
		安全板駆動装置		ワイヤ	ガイドピン	炉下室(S)の扉	未臨界板	電気ヒータ(炉心タンク、給水系、ダンプ槽)	ダンプ槽水位計(反応度添加停止インターロックを含む)	ダンプ槽受入弁、払出弁(起動インターロックを含む)	機器・設備	機器・設備									
		上限位置検出器、下限位置検出器、電磁石、アブソーバ	ワイヤ									インターロック	運転制御用インターロック(反応度添加停止インターロック、排水開始インターロック)	警報回路(警音器を含む)	制御室	安全スイッチ(停止確認の表示装置を含む)(安全保護回路を含む)	緊急停止(手動スラム)ボタン(安全保護回路を含む)	地震感知器(安全保護回路を含む)	非常用電源系低電圧監視回路(安全保護回路を含む)		
		上	下	起	運	警	制	安	緊	地	非										
設工認申請		第3回	なし	第3回	なし	第3回	なし	第3回	第3回												
新規/既存		新規	新規	新規	既存変更なし	新規	新規	新規	既存改造												
安全施設		MS-2		MS-2																	
安全設備		●(口)		●(口)																	
第1、2条	適用範囲、定義																				
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設																				
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持																				
第5条	試験研究用等原子炉施設の地盤	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第6条	地震による損傷の防止	●	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	
第7条	津波による損傷の防止	●	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	●	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	●	×	×	×	×	×	×	○	○											
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能	●	○	×	○	×	○	×	○	○											
第11条	機能の確認等	●	○	×	○	×	○	×	○	○											
第12条	材料及び構造	●	×	×	×	×	×	×	×	×											
第13条	安全弁等	●	×	×	×	×	×	×	×	×											
第14条	停止弁	●	×	×	×	×	×	×	×	×											
第15条	放射性物質による汚染の防止	●	×	×	×	×	×	×	×	×											
第16条	遮蔽等	●	×	×	×	×	×	×	×	×											
第17条	換気設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×											
第18条	適用																				
第19条	溢(いつ)水による損傷の防止	●	○	×	○	×	×	×	×	×											
第20条	安全避難通路等	●	×	×	×	×	×	×	×	×											
第21条	安全設備	●	○	×	○	×	×	×	×	×											
第22条	炉心等	●	×	×	×	×	×	×	×	×											
第23条	熱遮蔽材	●	×	×	×	×	×	×	×	×											
第24条	一次冷却材	●	×	×	×	×	×	×	×	×											
第25条	核燃料物質取扱設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×											
第26条	核燃料物質貯蔵設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×											
第27条	一次冷却材処理装置	●	×	×	×	×	×	×	×	×											
第28条	冷却設備等	●	×	×	×	×	×	×	×	×											
第29条	液位の保持等	●	×	×	×	×	×	×	×	×											
第30条	計測設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×											
第31条	放射線管理施設	●	×	×	×	×	×	×	×	×											
第32条	安全保護回路	●	○	×	○	×	○	×	○	×											
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	●	○	×	○	×	○	×	○	×											
第34条	原子炉制御室等	●	○	×	○	×	○	×	○	×											
第35条	廃棄物処理設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×											
第36条	保管廃棄設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×											
第37条	原子炉格納施設	●	×	×	×	×	×	×	×	×											
第38条	実験設備等	●	×	×	×	×	×	×	×	×											
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	●	×	×	×	×	×	×	×	×											
第40条	保安電源設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×											
第41条	警報装置	●	×	×	×	×	×	×	×	×											
第42条	通信連絡設備等	●	×	×	×	×	×	×	×	×											

別表1 STACY施設の設工認要否整理表 (8/14)

		111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122			
技術基準規則の条項 ●: 技術基準規則新規要求事項	項・号	新規要求事項	(3) 固体廃棄物の廃棄設備							(1) 屋内管理用の主要な設備の種類						
			極低レベル廃液系			有機廃液系				機器・設備		放射線監視設備				
			配管	極低レベル廃液貯槽、極低レベル廃液一時貯槽、排水槽(I)、(II)、サンピット、配管、ポンプ、弁	漏えい検知器、堰	有機廃液系貯槽、主配管、ポンプ、弁	漏えい検知器、堰	封缶装置	固体廃棄物取扱室	固体廃棄物保管室(I)、(II)	β・γ固体廃棄物保管室	作業環境モニタリング設備				
												室内モニタ(ダストモニタ、ガスモニタ)、放射線エリアモニタ(ガンマ線エリアモニタ、中性子線エリアモニタ)、監視盤		放射線エリアモニタ(ガンマ線エリアモニタ)、監視盤		室内モニタ(ダストサンプリング配管)
設工認申請		第1回	第4回	第4回	第4回	第4回	なし	なし	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回			
新規/既存		既存改造	既存追加	既存追加	既存設計変更	既存追加	既存変更なし	既存変更なし	既存追加	既存追加	既存改造	既存改造	既存変更なし			
安全施設		PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3			PS-3	PS-3	MS-3	MS-3				
安全設備																
第1、2条	適用範囲、定義															
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設															
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持															
第5条	試験研究用等原子炉施設の地盤	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
第6条	地震による損傷の防止	●	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
第7条	津波による損傷の防止	●	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	●	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
第11条	機能の確認等	●	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
第12条	材料及び構造	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
第13条	安全弁等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
第14条	停止弁	●	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
第15条	放射性物質による汚染の防止	●	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
第16条	遮蔽等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
第17条	換気設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
第18条	適用	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
第19条	溢(いつ)水による損傷の防止	●	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
第20条	安全避難通路等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
第21条	安全設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
第22条	炉心等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
第23条	熱遮蔽材	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
第24条	一次冷却材	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
第25条	核燃料物質取扱設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
第26条	核燃料物質貯蔵設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
第27条	一次冷却材処理装置	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
第28条	冷却設備等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
第29条	液位の保持等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
第30条	計測設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
第31条	放射線管理施設	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
第32条	安全保護回路	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
第34条	原子炉制御室等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
第35条	廃棄物処理設備	●	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
第36条	保管廃棄設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
第37条	原子炉格納施設	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
第38条	実験設備等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の低減の防止	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
第40条	保安電源設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
第41条	監視装置	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
第42条	通信連絡設備等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			

※1: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、第4回申請で説明するため、適合性説明を省略する。

別表 1 STACY施設の設工認要否整理表 (9/14)

123 124 125 126 127 128 129 130

技術基準規則の条項 ●：技術基準規則新規要求事項	項・号	新規要求事項	(2) 屋外管理用の主要な設備の種類							
			放射線管理関係設備					機器・設備		気象観測設備
			出入管理設備	汚染管理設備 更衣室、シャワー室、 手洗い、ハンドフット クロスモニタ	放射能測定設備 (試料測定室)	個人被ばく管理設備 個人線量計	放射線防護設備 防護用機器(防護衣、呼 吸保護器具等)、汚染除去 用機材	排気筒モニタリング設備		
								排気筒ガスモニタ、 排気筒ダストモニタ、監視盤	ダストサンプリング配管	
設工認申請			なし	なし	なし	なし	なし	第2回	なし	なし
新規/既存			既存 変更なし	既存 変更なし	既存 変更なし	既存 変更なし	既存 変更なし	既存 改造	既存 変更なし	既存 変更なし
安全施設								MS-3		
安全設備										
第1、2条	適用範囲、定義									
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設									
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持									
第5条	試験研究用等原子炉施設の状態	●	×	×	×	×	×	×	×	×
第6条	地震による損傷の防止	●	×	×	×	×	×	△	×	×
第7条	津波による損傷の防止	●	×	×	×	×	×	×	×	×
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	●	×	×	×	×	×	○	×	×
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	●	×	×	×	×	×	×	×	×
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能		×	×	×	×	×	×	×	×
第11条	機能の確認等		×	×	×	×	×	△	×	×
第12条	材料及び構造		×	×	×	×	×	×	×	×
第13条	安全弁等		×	×	×	×	×	×	×	×
第14条	停止弁	●	×	×	×	×	×	×	×	×
第15条	放射性物質による汚染の防止		×	×	×	×	×	×	×	×
第16条	遮蔽等	●	×	×	×	×	×	×	×	×
第17条	換気設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×
第18条	適用		×	×	×	×	×	×	×	×
第19条	溢(いつ)水による損傷の防止	●	×	×	×	×	×	×	×	×
第20条	安全避難通路等	●	×	×	×	×	×	×	×	×
第21条	安全設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×
第22条	炉心等	●	×	×	×	×	×	×	×	×
第23条	熱遮蔽材		×	×	×	×	×	×	×	×
第24条	一次冷却材		×	×	×	×	×	×	×	×
第25条	核燃料物質取扱設備		×	×	×	×	×	×	×	×
第26条	核燃料物質貯蔵設備		×	×	×	×	×	×	×	×
第27条	一次冷却材処理装置		×	×	×	×	×	×	×	×
第28条	冷却設備等		×	×	×	×	×	×	×	×
第29条	液位の保持等		×	×	×	×	×	×	×	×
第30条	計測設備		×	×	×	×	×	×	×	×
第31条	放射線管理施設		×	×	×	×	×	○	×	×
第32条	安全保護回路		×	×	×	×	×	×	×	×
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統		×	×	×	×	×	×	×	×
第34条	原子炉制御室等		×	×	×	×	×	×	×	×
第35条	廃棄物処理設備		×	×	×	×	×	×	×	×
第36条	保管廃棄設備		×	×	×	×	×	×	×	×
第37条	原子炉格納施設		×	×	×	×	×	×	×	×
第38条	実験設備等		×	×	×	×	×	×	×	×
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の防止		×	×	×	×	×	×	×	×
第40条	保安電源設備		×	×	×	×	×	×	×	×
第41条	監視装置		×	×	×	×	×	△	×	×
第42条	通信連絡設備等		×	×	×	×	×	×	×	×

別表1 STACY施設の設工認要否整理表 (10/14)

		131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142		
		リ、原子炉格納施設の構造及び設備					(2)設計圧力及び設計温度並びに漏えい率		(1)非常用電源設備の構造			(2)主要な実験設備の構造			
技術基準規則の条項 ●: 技術基準規則新規要求事項	項・号	(1)構造					機器・設備		機器・設備			機器・設備			
		その他の主要事項					機器・設備		機器・設備			実験用装置			
		炉室(S)換気空調設備					機器・設備		機器・設備			実験用装置			
		炉室(S)第2排気系(排気主ダクト)		炉室(S)給気系(空調機器、送風機、給気主ダクト、弁)		炉室(S)第1排気系(常用排風機、補助排風機、排気フィルタユニット、排気主ダクト、弁)		炉室(S)第2排気系(常用排風機、補助排風機、排気フィルタユニット、排気主ダクト、弁)		非常用発電機 (主燃料槽、燃料小出槽、空気槽、不足電圧継電器、保護継電器、ケーブル等を含む)	無停電電源装置 (整流器、蓄電池、静止型インバータ装置、保護継電器、ケーブル等を含む)	無停電電源装置を設ける電気室の換気設備	可動装置(駆動装置、操作機器、案内管)	可溶性中性子吸収材 (基本炉心(1)を含む)	固定吸収体、構造材模擬体、テプリ構造材模擬体、ポイド模擬体、燃料試料挿入管、内挿管
設工認申請		第2回	第1回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回		
新規/既存		既存 設計変更	既存 改定	既存 設計変更	既存 設計変更	既存 設計変更	既存 設計変更	既存 設計変更	既存 設計変更	既存 設計変更	既存 設計変更	既存 設計変更	既存 設計変更		
安全施設		MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3		
安全設備		MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3		
第1条	適用範囲、定義														
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設														
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持														
第5条	試験研究用等原子炉施設の地震	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第6条	地震による損傷の防止	●	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
第7条	津波による損傷の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第11条	機能の確認等	●	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
第12条	材料及び構造	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第13条	安全弁等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第14条	停止弁	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第15条	放射性物質による汚染の防止	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第16条	遮蔽等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第17条	換気設備	●	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
第18条	適用	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第19条	溢(いつ)水による損傷の防止	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第20条	安全避難通路等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第21条	安全設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第22条	炉心等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第23条	熱遮蔽材	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第24条	一次冷却材	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第25条	核燃料物質取扱設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第26条	核燃料物質貯蔵設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第27条	一次冷却材処理装置	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第28条	冷却設備等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第29条	液位の保持等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第30条	計測設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第31条	放射線管理施設	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第32条	安全保護回路	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第34条	原子炉制御室等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第35条	廃棄物処理設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第36条	保管廃棄設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第37条	原子炉格納施設	●	○	△※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第38条	実験設備等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の低減の防止	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第40条	保安電源設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第41条	監視装置	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第42条	通信連絡設備等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		

※1: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、第2回申請で説明するため、適合性を省略する。
 ※2: 機器種別が「-」であるため、当該条項は適用外である。

別表1 STACY施設の施工認要否整理表 (11/14)

		143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	
技術基準規則の条項 ●：技術基準規則新規要求事項	項・号	新規要求事項		共用換気空調設備									
		パルス中性子発生装置 (加速器、制御機器)	グローブボックス	商用電源設備	実験棟A 建家換気空調装置			実験棟A グローブボックス換気装置		実験棟A フード換気装置		実験棟B 建家換気空調装置	
					実験棟A 建家換気空調装置	実験棟A第1～第4給気系 (空気調和器 (冷却コイル、加熱コイル、加湿器内蔵型)、送風機、給気ダンパ)	実験棟A第1～第3排気系 (排気フィルタユニット、常用排風機)	実験棟A グローブボックス第2排気系 (排気フィルタユニット、常用排風機、補助排風機、ダンパ)	実験棟A フード排気系 (排気フィルタユニット、常用排風機、補助排風機、ダンパ)	実験棟B第1～第4給気系 (空気調和器 (冷却コイル、加熱コイル、加湿器内蔵型)、送風機、給気ダンパ)	実験棟B建家第1、第3、第4排気系 (排気フィルタユニット、常用排風機)		
個別に申請	個別に申請	なし	第1回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回			
工認申請		個別に申請	なし	第1回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	第2回	
新規/既存		既存 変更なし	新規	既存 変更なし	既存 改造	既存 設計変更	既存 設計変更	既存 設計変更	既存 設計変更	既存 設計変更	既存 設計変更	既存 設計変更	
安全施設		PS-3			MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	
安全設備													
第1、2条	適用範囲、定義												
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設												
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持												
第5条	試験研究用等原子炉施設的地盤	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第6条	地震による損傷の防止	●	○	○	×	△	△	△	△	△	△	△	
第7条	津波による損傷の防止	●	○	○	×	△	△	△	△	△	△	△	
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	●	○	○	×	△	△	△	△	△	△	△	
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第11条	機能の確認等	●	△	○	×	△	△	△	△	△	△	△	
第12条	材料及び構造	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第13条	安全弁等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第14条	停止弁	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第15条	放射性物質による汚染の防止	●	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
第16条	遮蔽等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第17条	換気設備	●	×	×	×	△	△	△	△	△	△	△	
第18条	適用	●	×	×	×	△	△	△	△	△	△	△	
第19条	溢 (いつ) 水による損傷の防止	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第20条	安全避難通路等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第21条	安全設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第22条	炉心等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第23条	熱遮蔽材	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第24条	一次冷却材	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第25条	核燃料物質取扱設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第26条	核燃料物質貯蔵設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第27条	一次冷却材処理装置	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第28条	冷却設備等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第29条	液位の保持等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第30条	計測設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第31条	放射線管理施設	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第32条	安全保護回路	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第34条	原子炉制御室等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第35条	廃棄物処理設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第36条	保管廃棄設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第37条	原子炉格納施設	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第38条	実験設備等	●	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	●	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
第40条	保安電源設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第41条	監視装置	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第42条	通信連絡設備等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

※3：機器種別が「-」であるため、当該条項は適用外である。

別表 1 STACY施設の設工認要否整理表 (12/14)

		154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164
		又、その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備										
		(4) 其他主要な事項										
		機器・設備										
		その他										
技術基準規則の条項 ●：技術基準規則新規要求事項	項・号	新規要求事項		分析設備			プロセス冷却設備		真空設備		圧縮空気設備	
		実験棟Bグローブボックス換気装置	実験棟Bフード換気装置	外気処理装置 (プレフィルタ、塩害防止フィルタ、性能フィルタ)	グローブボックス	グローブボックス	分析機器	密閉式熱交換器、冷却水循環ポンプ、放射能モニタ、配管、弁	熱交換槽	真空ポンプ、ベントコンデンサ、気液分離槽、パフファ格、封液槽、ドレンポット、封液冷却器、ドレン排出ポンプ、封液循環ポンプ、自動弁	配管	非常用空気圧縮機、常用空気圧縮機、アフタークーラ、フィルタ、除湿器、主空気槽、エアラインスーツ用空気槽、遮断弁
		実験棟Bグローブボックス第1、第2排気系 (排気フィルタユニット、常用排風機、補助排風機、ダンパ)	実験棟Bフード第1、第2排気系 (排気フィルタユニット、常用排風機、補助排風機、ダンパ)									
設工認申請		第2回	第2回	第2回	第1回	第2回	なし	第4回	なし	第2回	TRACY施設系統隔離	第2回
新規/既存		既存設計変更	既存設計変更	既存設計変更	既存改造	既存設計変更	既存変更なし	既存追加	既存変更なし	既存設計変更	既存改造	既存設計変更
安全施設		MS-3	MS-3	MS-3	PS-3	PS-3		PS-3		PS-3		PS-3
安全設備												
第1、2条	適用範囲、定義											
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持											
第5条	試験研究用等原子炉施設の地震	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第6条	地震による損傷の防止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第7条	津波による損傷の防止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第11条	機能の確認等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第12条	材料及び構造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第13条	安全弁等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第14条	停止弁	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第15条	放射性物質による汚染の防止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第16条	遮蔽等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第17条	換気設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第18条	適用											
第19条	溢 (いつ) 水による損傷の防止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第20条	安全避難通路等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第21条	安全設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第22条	炉心等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第23条	熱遮蔽材	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第24条	一次冷却材	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第25条	核燃料物質取扱設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第26条	核燃料物質貯蔵設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第27条	一次冷却材処理装置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第28条	冷却設備等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第29条	液位の保持等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第30条	計測設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第31条	放射線管理施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第32条	安全保護回路	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第34条	原子炉制御室等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第35条	廃棄物処理設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第36条	保管廃棄設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第37条	原子炉格納施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第38条	実験設備等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第40条	保安電源設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第41条	監視装置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第42条	通信連絡設備等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※3：機器種別が「-」であるため、当該条項は適用外である。

別表1 STACY施設の設工認要否整理表 (13/14)

165 166 167 168 169 170 171 172 173

技術基準規則の条項 ●: 技術基準規則新規要求事項	項・号	新規要求事項	消火設備		ホット分析機器試験設備		アルファ化学実験設備		燃取補助設備		安全避難通路等 (安全避難通路、保安灯、非常用照明灯、誘導灯、仮設照明等(蓄電池内蔵可搬式仮設照明、機中電灯))
			自動火災報知設備(感知器、発信器、受信器)、屋内外消火栓設備(工業用水受槽、電動消火ポンプ、消火ポンプ起動装置、屋内外消火栓)、連結散水設備(消防ポンプ車送水接続口、配管設備)、消火器	ハロゲン化物消火設備(ハロンポンペ、噴射配管、起動装置、警報装置)	グローブボックス	分析機器	グローブボックス	抽出試験装置(ミキサセトフ)、恒温槽、フラスコ、分析機器	蒸発缶給液槽、蒸発缶、精留塔、回収槽、回収水槽、その他(濃縮液受槽、グローブボックス、主配管)	配管	
			棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作	なし	第2回	なし	第2回	なし	第2回	TRACY施設系統隔離	
設工認申請			既存追加	既存変更なし	既存設計変更	既存変更なし	既存設計変更	既存変更なし	既存設計変更	既存改造	既存追加
安全施設			MS-3		PS-3		PS-3		PS-3		MS-3
安全設備											
第1、2条	適用範囲、定義										
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設										
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持										
第5条	試験研究用等原子炉施設の地盤	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第6条	地震による損傷の防止	●	○	×	△	×	△	×	△	×	○
第7条	津波による損傷の防止	●	○	×	○	×	○	×	○	×	○
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	●	○	×	○	×	○	×	○	×	○
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能		×	×	×	×	×	×	×	×	×
第11条	機能の確認等		○	×	△	×	△	×	△	×	○
第12条	材料及び構造		×	×	×	×	×	×	△	×	×
第13条	安全弁等		×	×	×	×	×	×	×	×	×
第14条	停止弁	●	×	×	△	×	△	×	△	×	×
第15条	放射性物質による汚染の防止		×	×	△	×	△	×	△	×	×
第16条	遮蔽等	●	×	×	×	×	×	×	△	×	×
第17条	換気設備		×	×	×	×	×	×	×	×	×
第18条	適用		×	×	×	×	×	×	×	×	×
第19条	溢(いつ)水による損傷の防止	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第20条	安全避難通路等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	○
第21条	安全設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第22条	炉心等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第23条	熱遮蔽材		—	—	—	—	—	—	—	—	—
第24条	一次冷却材		—	—	—	—	—	—	—	—	—
第25条	核燃料物質取扱設備		—	—	—	—	—	—	—	—	—
第26条	核燃料物質貯蔵設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第27条	一次冷却材処理装置		—	—	—	—	—	—	—	—	—
第28条	冷却設備等	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第29条	液位の保持等	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第30条	計測設備		×	×	×	×	×	×	×	×	×
第31条	放射線管理施設		×	×	×	×	×	×	×	×	×
第32条	安全保護回路	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第34条	原子炉制御室等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	○
第35条	廃棄物処理設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第36条	保管廃棄設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第37条	原子炉格納施設	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第38条	実験設備等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の低減の防止	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第40条	保安電源設備		×	×	×	×	×	×	×	×	×
第41条	警報装置	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第42条	通信連絡設備等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×

別表1 STACY施設の設工認否整理表 (14/14)

174 175 176 177 178-1 178-2 178-3 179 180 181

技術基準規則の条項 ●: 技術基準規則新規要求事項	項・号	新規要求事項	設工認否									
			通信連絡設備 (放送設備、固定電話、携帯電話)	実験棟A (炉室(S)、炉下室(S)、制御室、燃取室、実験室(I)及び(II)、排気機械室(A)、電気室(I)及び(II)、汚濁貯留室-1~3、U保管室-1~3、U保管室、気体廃棄物処理室、機材保管室、補助機械室、給気機械室等)	実験棟B (固体廃棄物保管室、廃液処理室、分析室、燃取附属室、排気機械室(B)、廃液処理室、廃液貯留室、補助機械室、サンプリングフロア室、β・γ固体廃棄物保管室、給気機械室、トラックロック等)	実験棟B 二重スラブ	避雷設備 避雷針 (実験棟、排気筒)	エアライ ンスーツ	防護柵	種状燃料貯蔵設備Ⅱ の製作	第3回	第2回
設工認申請			種状燃料貯蔵設備Ⅱの製作	耐震改修	種状燃料貯蔵設備Ⅱの製作	第3回	第2回	第3回	第4回	第3回	なし	種状燃料貯蔵設備Ⅱの製作
新規/既存			既存追加	既存改修	既存設計変更	既存設計変更	既存追加	既存設計変更	既存追加	既存追加	既存変更なし	既存追加
安全施設			MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3				
安全設備												
第1、2条	適用範囲、定義											
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設											
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持											
第5条	試験研究用等原子炉施設の地震	●	×	○	△	△	△	△	△	×	×	×
第6条	地震による損傷の防止	●	○	○	△	△	△	△	△	×	×	×
第7条	津波による損傷の防止	●	○	○	△	△	△	△	△	×	×	×
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	●	○	○	△	△	△	△	△	×	×	×
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	●	×	△	○	○	○	○	○	×	×	○
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第11条	機能の確認等		○	△	△	△	△	△	△	×	×	×
第12条	材料及び構造		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第13条	安全弁等		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第14条	停止弁	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第15条	放射性物質による汚染の防止		×	△	△	△	△	△	△	×	×	×
第16条	遮蔽等	●	×	△	×	○	△	△	△	×	×	×
第17条	換気設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第18条	適用		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第19条	溢(いつ)水による損傷の防止	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第20条	安全避難通路等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第21条	安全設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第22条	炉心等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第23条	熱遮蔽材		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第24条	一次冷却材		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第25条	核燃料物質取扱設備		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第26条	核燃料物質貯蔵設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第27条	一次冷却材処理装置		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第28条	冷却設備等	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第29条	液位の保持等	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第30条	計測設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第31条	放射線管理施設	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第32条	安全保護回路	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第34条	原子炉制御室等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第35条	廃棄物処理設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第36条	保管廃棄設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第37条	原子炉格納施設	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第38条	実験設備等	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第39条	多量の放射性物質等を放出する事故の防止	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第40条	保安電源設備	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第41条	監視装置	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第42条	通信連絡設備等	●	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×

※1: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、第3回申請で説明するため、適合性説明を省略する。

主な設備・機器の設工認申請を要しない理由について

機器・設備 No.	機器・設備名	設工認申請を要しない理由
10	炉心タンク (スイッチガイド管)	当該ガイド管は、以下のとおり、それ自身は安全機能を有しておらず、また耐震強度も期待していないため、設工認技術基準規則の適合性確認は不要である。 ・当該ガイド管は、1本の駆動軸に独立2系統の素子を装備する最大給水制限スイッチ等について、駆動軸の屈曲という単一故障により独立2系統の素子が同時に機能喪失しないように設置するものである。 ・具体的には、地震等の外力により最大給水制限スイッチの駆動軸が変形した場合は、起動前点検のゼロ点調整等において、駆動モータの過負荷により異常を検知でき、不安全な状態での原子炉運転を防止することができる。 ・当該ガイド管は炉心の外側に設置する。当該ガイド管が万一破損した場合でも、炉心は、適切な耐震強度を有する格子板フレームにより保護されるため、波及的影響を受けるおそれはない。
	炉心タンク (給排水用ノズルの異物混入防止対策)	当該異物混入防止対策は、給排水系配管に異物が混入することがないよう、炉心タンクの給排水用ノズルに一般的なストレーナーを設置するものであり、それ自身は安全機能を有していないため、設工認技術基準規則の適合性確認は不要である。
25	サンプリング装置	サンプリング装置はグローブボックス内に設置しており、溶液燃料の閉じ込め管理は、当該グローブボックスで担保される。
29	ウラン硝酸水溶液	溶液系STACYで使用した溶液燃料であり、溶液燃料貯蔵設備において貯蔵管理のみを行う。STACYでは使用しない燃料であるため、設工認技術基準規則の適合性確認は不要である。
30	ウラン・プルトニウム混合酸化物の粉末状燃料	溶液系STACYで使用する計画であった燃料であり、粉末燃料貯蔵設備において貯蔵管理のみを行う。STACYでは使用しない燃料であるため、設工認技術基準規則の適合性確認は不要である。
31	ウラン酸化物のペレット状燃料	溶液系STACYで使用する計画であった燃料であり、ウラン酸化物燃料貯蔵設備において貯蔵管理のみを行う。STACYでは使用しない燃料であるため、設工認技術基準規則の適合性確認は不要である。
32,33	使用済ウラン黒鉛混合燃料 (コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料、ディスク型ウラン黒鉛混合燃料)	VHTRC施設から引き渡された燃料であり、使用済ウラン黒鉛混合燃料貯蔵設備において貯蔵管理のみを行う。STACYでは使用しない燃料であるため、設工認技術基準規則の適合性確認は不要である。
34	適切な治具(棒状燃料運搬用治具)	・設置変更許可申請書に記載のとおり、STACY施設は核燃料物質取扱施設を必要としないため、当該運搬用具は、安全機能を有しておらず、設工認技術規則において要求事項はない。 ・下部規定(運転手引等)において、炉心タンクへの棒状燃料装荷作業時は当該運搬用具を使用する旨を定める。
80	安全板駆動装置のワイヤ	STACYの安全板駆動装置のスクラム時駆動方式は「重力による自然落下」であり、ワイヤは原子炉停止機能に寄与しない。このため、設工認技術基準規則の適合性確認は不要である。
82	炉下室(S)の堰	以下のとおり軽水は放射性物質を内包していないため、技術基準規則第19条第2項の適合性確認は不要である。 ・設置変更許可申請書添付書類十に記載のとおり、原子炉運転中に燃料破損は起こらない。 ・原子炉停止中の棒状燃料取扱作業は、炉心タンク内に軽水がない状態で実施されるため、棒状燃料の落下等による機械的破損を想定しても、放射性物質が軽水に混入するおそれはない。
121	室内モニタ(ダストサンプリング配管)	B-DBA対応設備であり、低出力炉であるSTACYでは技術基準規則の適合性確認は不要である。
129	ダストサンプリング配管	
139	無停電電源装置を設置する電気室の換気設備	・無停電電源装置を設置する電気室は管理区域ではないため、技術基準規則第17条の適合性確認は不要である。 ・当該換気設備は爆発性ガスの滞留防止等を考慮して消防法に基づき設置しているものであるが、STACYの無停電電源装置は、安全設備に該当しないため、技術基準規則第21条の適合性確認は不要である。
161	熱交換槽	プロセス冷却水は放射性物質を内包していないため、技術基準規則第19条第2項の適合性確認は不要である。
166	ハロゲン化物消火設備 (ハロンポンプ、噴射配管、起動装置、警報装置)	・消火設備の設工認申請対象範囲は、技術基準規則第21条に基づき、安全設備の設置場所としている。 ・ハロゲン消火設備の設置場所は、クラス3以下の機器が設置されている場所に限定されているため、技術基準規則の適合性確認は不要である。
168,170	分析機器、抽出試験装置(ミキサセトラ)、恒温槽、フラスコ	・分析機器等はグローブボックス内に設置しており、放射性物質の閉じ込め管理は、当該グローブボックスで担保される。